

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 9 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和 32 年岩手県人事委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第 2（第 9 条の 2－第 10 条の 2 関係）				別表第 2（第 9 条の 2－第 10 条の 2 関係）			
試験の種類	職種区分	職種区分の対象となる職	試験方法	試験の種類	職種区分	職種区分の対象となる職	試験方法
[略]				[略]			
職員採用 II 種試験	一般事務	[略]	[略]	職員採用 II 種試験	一般事務	[略]	[略]
	警察事務	主として警察事務に関する知識等を必要とする業務に従事することを職務とする職					
	社会福祉	[略]					
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
別表第 3（第 13 条関係）				別表第 3（第 13 条関係）			
試験の種類	受験資格			試験の種類	受験資格		
職員採用 I 種試験	試験を実施する日の属する年度の 4 月 1 日における年齢が 21 歳以上 29 歳未満の者（当該試験が前年度に実施した採用試験による任用候補者の不足を補うため又は前年度に採用試験を実施しないことにより任用候補者がいないため実施するものであるとき（以下「特別募集であるとき」という。）は、22 歳以上 30 歳未満の者）又は 21 歳未満の者（特別募集であるときは、22 歳未満の者）で大学を卒業した者若しくは試験を実施する日の属する年度の末日までに卒業する見込みの者若しくはこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者（以下「大学卒業業者等」という。）であること。			職員採用 I 種試験	試験を実施する日の属する年度の 4 月 1 日における年齢が 21 歳以上 32 歳未満の者（当該試験が前年度に実施した採用試験による任用候補者の不足を補うため又は前年度に採用試験を実施しないことにより任用候補者がいないため実施するものであるとき（以下「特別募集であるとき」という。）は、22 歳以上 33 歳未満の者）又は 21 歳未満の者（特別募集であるときは、22 歳未満の者）で大学を卒業した者若しくは試験を実施する日の属する年度の末日までに卒業する見込みの者若しくはこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者（以下「大学卒業業者等」という。）であること。		

		<p>なお、栄養の職種区分については、栄養士法（昭和22年法律第245号）の規定による管理栄養士の登録を受けた者又は採用までの間に登録を受ける見込みの者であること。</p>
[略]		
警察官採用試験	警察官A（男性）	<p>試験を実施する日の属する年度の4月1日における年齢が<u>29歳未満</u>の男子（特別募集であるときは、<u>30歳未満</u>の男子）で、大学卒業者等であること。</p>
	警察官A（女性）	<p>試験を実施する日の属する年度の4月1日における年齢が<u>29歳未満</u>の女子（特別募集であるときは、<u>30歳未満</u>の女子）で、大学卒業者等であること。</p>
		[略]
[略]		
[略]		

		<p>なお、栄養の職種区分については、栄養士法（昭和22年法律第245号）の規定による管理栄養士の登録を受けた者又は採用までの間に登録を受ける見込みの者であること。</p>
[略]		
警察官採用試験	警察官A（男性）	<p>試験を実施する日の属する年度の4月1日における年齢が<u>33歳未満</u>の男子（特別募集であるときは、<u>34歳未満</u>の男子）で、大学卒業者等であること。</p>
	警察官A（女性）	<p>試験を実施する日の属する年度の4月1日における年齢が<u>33歳未満</u>の女子（特別募集であるときは、<u>34歳未満</u>の女子）で、大学卒業者等であること。</p>
		[略]
[略]		
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。